

旧優生保護法に係る国家賠償請求事件

— 最高裁判所2024（令和6）年7月3日大法廷判決 —

梶原 洋生

日本社会事業大学

Lawsuits for state redress pertaining to the former Eugenic Protection Act

—A decision by the Grand Bench of the Supreme Court on July 3, 2024—

Kajiwara Yousei

Japan College of Social Work

Abstract : The so-called former Eugenic Protection Act in Japan, enacted in 1948, included a provision allowing forced sterilization of people with specific disorders and disabilities without their consent. The law was indeed applied to numerous people, resulting in sterilization surgery. In recent years, courts have given a series of rulings, declaring the former law unconstitutional, and these decisions have been drawing public attention in the country. Then, on July 3, 2024, the Grand Bench of the Supreme Court made a decision pertaining to the lawsuits for state redress: They also found the provision on surgery in the law unconstitutional. I examined this case for state redress using court documents while also reviewing some relevant literature.

Key Words : former Eugenic Protection Act, sterilization surgery, state redress, the Supreme Court

抄録 : 1948（昭和23）年に制定された日本のいわゆる旧優生保護法は、特定の疾患や障害を有する人々に対して、本人の同意なしに不妊手術を強制することが可能であるという条項を含んでいた。実際に、多くの人々に適用され、手術が実施されてきた。近年、この法律に対する違憲判決が立て続けに出て、社会に波紋が広がっている。そして2024（令和6）年7月3日に、係る国家賠償請求事件についての最高裁判所大法廷判決が出た。ここでも、同法の手術に関する規定が憲法に違反するとの判断が示されたのである。本件国家賠償請求事件の裁判資料を入手して整理したので、これを報告し若干の文献的考察を加えることとする。

キーワード : 旧優生保護法、不妊手術、国家賠償、最高裁判所

1. はじめに

日本で1948（昭和23）年に制定されたいわゆる旧優生保護法というのは、特定の疾患や障害を有する人々に対して、本人の同意なしにでも強制的に不妊手術を実施することが可能であるという条項を含んでいた¹⁾。そこで実際に、相当数の人々に適用され²⁾、手術がなされてきた³⁾。ところが、近年は、この法律に対する違憲判決が立て続けに出ているので

ある⁴⁾。その結果、社会に大きな動きがあったし、⁵⁾⁶⁾ 学界も実務も、論点を掲げてきた⁷⁾⁸⁾。そしてついに、係る国家賠償請求事件についての最高裁判所大法廷判決が出た⁹⁾。2024（令和6）年7月3日のことであり、ここでも、同法の手術に関する規定が憲法に違反するとの判断が示された。これは「令和5年（受）第1323号 国家賠償請求事件」であって、主文は「本件上告を棄却する。上告費用は

上告人の負担とする」とした。すなわち、「本件請求権が改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断」は、「結論において是認することができる」というものであった。裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決がなされ、裁判官の各補足意見、意見が加えられた。筆者は、本件国家賠償請求事件の裁判資料を入手して整理したので¹⁰⁾、内容を報告し若干の文献的考察を加えることとしたい。

2. 争点

被上告人は、いわゆる旧優生保護法の規定に基づいて、不妊手術を受けたと主張した。そして、この規定は「憲法13条、14条1項等に違反しており、本件規定に係る国会議員の立法行為は違法であって、被上告人は上記不妊手術が行われたことによって精神的・肉体的苦痛を被った」などと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた。被上告人の上告人に対する損害賠償請求権が、2017（平成29）年の法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）724条後段の期間の経過により消滅したか否かが争われた。

3. 事実関係

裁判所は、「原審の適法に確定した事実関係等の概要（公知の事実を含む。）」として以下のように述べた。

第一に、いわゆる旧優生保護法は、「昭和23年6月28日に成立し、同年7月13日に公布され、同年9月11日に施行された法律」であり、制定時にこの1条は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」としていたと述べた。2条1項は、優生手術を「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術」とし、「命令をもって定める」ものをいうと定めてあり、3条1項は、「医師は、同項各号の一に該当する者（ただし、未成年者、精神病患者及び精神薄弱者を除く。）に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）がある」ときは、「その同意を得て、優生手術を行うことができる」旨を定めていて、これに該当する者としては「①本人又は

配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病性的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの（1号）、②本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病性的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、かつ子孫にこれが遺伝するおそれのあるもの（2号）、③本人又は配偶者がらい疾患にかかり、かつ子孫にこれが伝染するおそれのあるもの（3号）」等と定めていたと述べた。4条では「医師は、診断の結果、同法別表に掲げる疾患にかかっていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる」と定め、5条から9条までに「同審査の手続等」について定めていたと述べた。10条は、「優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、都道府県優生保護委員会の指定した医師が優生手術を行う」旨を定め、同法別表は、「遺伝性精神病（1号）、遺伝性精神薄弱（2号）等の疾病や障害」を掲げていたとも述べた。

裁判所は同法について、「昭和24年法律第154号（同年6月1日施行）、同年法律第216号（同月24日施行）及び昭和27年法律第141号（同年5月27日施行。以下「昭和27年改正法」という。）により改正された」と述べた。「優生保護法3条1項1号及び2号が改められ、それぞれ、①本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの（1号）、②本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの（2号）」とされ、同法中の「都道府県優生保護委員会」が「都道府県優生保護審査会」に、同法4条中の「申請することができる」が「申請しなければならない」に改められ、「同法別表に掲げる疾病や障害の分類、名称等」が改められるなどしたと述べた。「昭和27年改正法による改正後の優生保護法」の12条において、医師は、「同法別表1号または2号に掲げる遺伝性のもの以外の精

神病又は精神薄弱にかかっている者」には、「精神衛生法（昭和25年法律第123号）20条又は21条に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができ」たとし、改正後の優生保護法13条2項は、「優生手術を行うことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定があったとき」は、医師は、「優生手術を行うことができ」たと述べた。

第二に、裁判所は1953（昭和28）年6月12日に厚生事務次官の通知（「優生保護法の施行について」同日厚生省発衛第150号。以下、「昭和28年次官通知」という。）が各都道府県知事宛てに発出していた点を取り上げた。同通知には、「審査を要件とする優生手術について、本人の意見に反しても行うことができるものである」旨や、「この場合に許される強制の方法は、手術に当たって必要な最小限度のものでなければならないので、なるべく有形力の行使は慎まなければならないが、それぞれの具体的な場合に依りては、真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えない」旨等が記載されていたと述べた。そのうえで、1954（昭和29）年12月24日に、厚生省公衆衛生局庶務課長も、通知（「審査を要件とする優生手術の実施の推進について」同日衛庶第119号）を各都道府県衛生部長宛てに発出したと述べた。この通知の内容としては、「審査を要件とする優生手術」は、「当該年度における11月までの実施状況」をみると、「以前に提出願った実施計画を相当に下回る現状」だから「なお一層の努力をいただき計画どおり実施するように願いたい」と書かれてあったと述べた。1957（昭和32）年4月27日には、同局精神衛生課長が各都道府県衛生主管部（局）長に宛てて、「例年、優生手術の実施件数が予算上の件数を下回っている実情」だから「当該年度における優生手術の実施」は「実をあげられるようお願い」と通知したという。

第三に、裁判所は被上告人が「昭和16年生まれの男性」で、「精神科病院入院中の昭和35年頃に不妊手術を受けた」とし、この手術は、「優生保護法10条または13条2項のいずれかの規定（昭和27年改正法による改正後のもの）」に基づいたと述べた。

第四には、裁判所は先ず、「平成8年4月1日、らい予防法の廃止に関する法律（同年法律第28号）」が施行され、「同法により優生保護法3条1項3号の規定が削除された」とした。「平成8年9月26日、優生保護法の一部を改正する法律（同年法律第105号）が施行」されたとした。同法による優生保護法の改正で、同法の題名が「母体保護法」に、同法1条中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」が「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改められ、同法3条1項1号、2号、4条から13条までの各規定が削除されるなどしたことを述べた。裁判所は次に、「厚生労働省の保管する資料によれば、昭和24年以降平成8年改正までの間に本件規定に基づいて不妊手術を受けたものの数は約2万5000人である」との指摘を述べた。

第五には、裁判所は先ず、「市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づいて設置された人権委員会（以下「自由権規約委員会」という。）は、平成10年11月、日本政府の報告についての総括所見を採択した」と述べた。この総括所見において、「委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告する」とした点に触れた。裁判所は、2001（平成13）年11月に日本弁護士連合会が公表した意見にも言及した。この意見は、「日本政府は、委員会から勧告を受けている優生保護法下の強制不妊手術の被害救済に取り組むべきであり、同法の下で強制的な不妊手術を受けた女性に対して、補償する措置を講ずべきである」というものであった。しかし、日本政府は、2006（平成18）年12月に自由権規約委員会に提出した報告でも、「優生保護法に基づき適法に行われた手術については、過去に遡って補償することは考えていない」との立場だったと指摘した。この報告についても、裁判所は次に、2007（平成19）年12月に日本弁護士連合会が、「国は、過去に発生した障害を持つ女性に対する強制不妊措置について、政府としての包括的な調査と補償を実施する計画を早急に明らかにすべきである」旨の意見を公表したと経緯を述べるに至った。自由権規約委員会が、2008（平成20）年10月・

2014（平成26）年8月に採択した各総括所見においてもまた、「日本政府は本件総括所見における勧告を実施すべきである」としたことを述べた。さらに2016（平成28）年3月には、女子に対する差別の撤廃に関する委員会が、日本政府の報告についての最終見解において、「優生保護法に基づく強制的な不妊手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようにするため、具体的な取組を行うことを勧告する」とした点に触れた。裁判所は総じて、「しかし、平成31年4月までの間、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者に対し、補償の措置が講じられることはなかった」と断じた。

第六に裁判所は、2018（平成30）年5月17日、被上告人が本件訴えを提起したと述べた。上告人は、本件訴訟において、本件請求権は改正前民法724条後段の期間の経過により消滅した旨を主張したと述べた。

第七に裁判所は、2019（平成31）年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、「一部の規定を除いて施行された」と言及した。同法は、前文で「旧優生保護法に基づき、あるいは同法が存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に関係規定が削除されるまでの間において不妊手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた」として、そのことに対し、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」という点に触れた。裁判所は同法について、「3条において、国は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む所定の者に対し、一時金を支給する旨を定め、4条において、一時金の額は320万円とする旨を定め、5条1項において、内閣総理大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する旨を定めている」と述べた。ただし、裁判所は他方で、同法は、「一時金の法的性格を明らかにしておらず、一時金の支給を受けるべき者が同一の事由について損害賠償その他の損害の填補を受けた場合の調整等についての定めも

設けていないなど、上告人に損害賠償責任があることを前提とはしていない」とも指摘した。

4. 裁判所による検討

さて、「本件請求権が改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断」には、「同条後段の解釈の誤り及び判例違反」があるといえるのであろうか。これについては、「改正前民法724条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解されるが、同請求権が同条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる」と解するのが相当である（最高裁令和5年（受）第1319号同6年7月3日大法廷判決参照）」とされてきた。そこで、今回の最高裁判所大法廷は、以下のような検討を行ったのであった。

第一の検討は、本件請求権は、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことを理由とする被上告人の上告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権だということについてである。この点、本件規定は、「憲法13条及び14条1項に違反するものであったというべき」であり、「国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべき」なので、「本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である。」とした。

第二の検討は、本件の適用妥当性についてである。これはまず、「改正前民法724条は、不法行為をめぐり法律関係の速やかな確定を意図した規定であると解される」のであるが、「立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白」なものによって「国民が重大な被害を受けた」のならば、「法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ない」というべきであるし、「国会議員の立法行為という加害行為」の性質上は、「時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や

違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になる」ともいえない。本件には、「同条の趣旨が妥当しない面があるというべき」とした。

そうして次に、上告人は、「憲法13条及び14条1項に違反する本件規定に基づいて、昭和23年から平成8年までの約48年もの超期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の疾病や障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施」してきたとした。上告人は、「その実施に当たり、審査を要件とする優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」旨の「昭和28年次官通知」を各都道府県知事宛てに発出するなどして、「優生手術を行うことを積極的に推進していた」と述べた。「施策が実施された結果」として、「少なくとも約2万5000人も多数の者が本件規定に基づいて不妊手術を受け、これにより生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至った」と述べた。「本件規定の立法行為に係る上告人の責任は極めて重大であるといわざるを得ない」と判断した。裁判所は、「法律は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である国会が制定するものである」から、「法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える」とし、「本件規定により行われる不妊手術の主たる対象者が特定の疾病や障害を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあったと考えられる」ので、「本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者」について、「本件規定が憲法の規定に違反すると主張して上告人に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待する」のは、「極めて困難」だったというのであった。本件規定は、「平成8年に全て削除されたものの、その後も、上告人が本件規定により行われた不妊手術は適法であるという立場をとり続けてきたことからすれば、上記の者に上記請求権の行使を期待するのが困難であることに変わりはないといえる。そして、被上告人について、本件請求権の速やかな行使を期待することができたと解すべき特別の事情があったこともうかがわれない」と断じた。裁判所は、「国会は、立法につき裁量権を有するものではある

が、本件では、国会の立法裁量権の行使によって国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な本件規定が設けられ、これにより多数の者が重大な被害を受けた」のであって、「公務員の不法行為により損害を受けた者が国又は公共団体にその賠償を求める権利について定める憲法17条の趣旨をも」踏まえると、「本件規定の問題性が認識されて平成8年に本件規定が削除された後、国会において、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべき」と主張した。しかしながら、「上告人は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続け」、「本件訴えが提起された後の平成31年4月に一時金支給法が成立し、施行されたものの、その内容は、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者を含む一定の者に対し、上告人の損害賠償責任を前提とすることなく、一時金320万円を支給する」ととどまるものだったとした。

第三に、上記を見れば、裁判所としては「本件請求権が改正前民法724条後段の除斥期間の経過により消滅したものとする」のは、「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない」ので、「上告人が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用」で「許されない」と述べた。

5. 裁判所の結論

以上より、最高裁判所大法廷判決は、「本件請求権が改正前民法724条後段の期間の経過により消滅したとはいえないとした原審の判断は、結論において是認することができる」と結論付けた。併せて、「所論引用の判例のうち、最高裁昭和59年（オ）第1477号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁は、変更すべき」であり、「その余の判例は、いずれも本件に適切ではない」と述べ、「論旨は採用することができない」とした。今回の主文は裁判官全員一致だったが、裁判官二人の補足意見、裁判官一人の意見があった。例えば、改正前民法724条の立法趣旨への考察を深めるに期待するの意見、同条後段は「除斥期間」でなく「消滅時効」を定めるものと解すべきとの意見であった。

6. おわりに

これまでの高裁判決について、「流れを変えた法的論理」の観点等¹¹⁾で捉えながら、今回の最高裁判決について、内容を正確に把握することは肝要であろう¹²⁾。また、いわゆる旧優生保護法の強制不妊手術国賠訴訟としては、これによって「除斥期間に関する判例変更」に至るということも重要であろう¹³⁾。改正前民法724条後段の除斥期間に関しては、今後の議論の進展に期待するところである¹⁴⁾。

なお、職親等を含んでいた本件法制史の概貌にも、「家」の構図が見当たるといってよい¹⁵⁾。これら全体の道筋を、国と私人との隘路で通観する「日本の検証」は、引き続き求められる¹⁶⁾。

注

本報告については、直接関連する利益相反はない。法律の表記や業界の用語例等は、一連の史実の再現性を確保する研究の性質から判断して、原資料と同じ表現に留めることとした。1985（昭和60）年以前の動向等は、各省庁名を省庁再編前の名称で表記している。

謝辞

今回、国立女性教育会館で貴重な資料を閲覧させて頂きました。ご協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

文献

- 1) 由井秀樹 (2024) 1950年代から60年代日本における家族計画と優生手術：優生保護法第3条に基づく優生手術、立命館人間科学研究、48、33-46
- 2) 由井秀樹 (2024) 優生保護法第4条に基づく強制不妊手術対象者の探索：1950年代北海道の保健所の事業からの検討、生命倫理、34（1）、86-95
- 3) 岡田靖雄 (2024) 優生保護法の時代を生きる：ある精神

科医の戦後史、六花出版

- 4) 山野目章夫 (2023) 旧優生保護法の事案における民法の除斥期間の適用関係、Law and practice（17）、63-82
- 5) 新里宏二 (2023) 優生保護法：被害の時効を超えるため、最高裁の壁を破る、消費者法ニュース、137、17-18
- 6) 相原健吾 (2023) 兵庫優生保護法被害国賠訴訟・大阪高裁逆転勝訴判決 [2023. 3. 23]、消費者法ニュース、137、61-62
- 7) 仮屋篤子 (2024) 旧優生保護法国家賠償請求訴訟と改正前民法724条後段の期間の性質：最高裁大法廷判決に向けて、名城法学、73（2-4）、131-146
- 8) 吉原秀 (2024) 旧優生保護法事件と憲法論との距離と連関に関する実務的一考察：控訴審逆転勝訴に至るまでの回顧とともに、判例時報、2585、5-12
- 9) 厚生福祉 (2024) 特集 強制不妊、国に賠償責任 除斥適用せず、原告全面勝訴：旧優生保護法は違憲：最高裁大法廷、厚生福祉、6908、6-9
- 10) 最高裁判所裁判例情報システム (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) 2025年5月6日アクセス
- 11) 安枝伸雄 (2022) 流れを変えた大阪・東京高裁判決の法的論理、賃金と社会保障、1807/1808、22-26
- 12) 笹沼弘志 (2025) 判例研究 差別的立法による非人道的な手術強制：優生保護法国賠最高裁大法廷判決（本号111頁）への道、[2024. 7. 3]、賃金と社会保障、1865・1866、32-40
- 13) 松本克美 (2024) 除斥期間に関する判例変更：旧優生保護法強制不妊手術国賠訴訟 最高裁2024（令和6）・7・3大法廷判決、法学セミナー、69（10）、34-39
- 14) 小笠原奈菜 (2024) 民法 旧優生保護法訴訟：改正前民法724条後段の除斥期間に対する例外 [最高裁令和6. 7. 3大法廷判決]、法学教室、530、107
- 15) 安井洋 (1936) 優生、1（1）、日本優生結婚普及会（東京市本郷区東京帝国大学医学部生理学教室内）
- 16) 梶原洋生 (2023) 旧優生保護法に係る控訴審判決：東京高裁2022（令和4）年3月11日、敬心・研究ジャーナル、7（1）、31-36

受付日：2025年5月10日